

付 議 第 6 号

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則を廃止する規則議案

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則を廃止する規則（平成 19 年高知県教育委員会規則第 8 号）を別紙のとおり廃止することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第 号**高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則を廃止する規則**

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則（平成19年高知県教育委員会規則第8号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部改正）

2 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則（平成14年高知県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「、高知県生活福祉資金貸付事業」を「及び高知県生活福祉資金貸付事業」に改め、「及び高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例（平成19年高知県条例第10号）第2条第1項の規定に基づき貸与される奨学金（別表第1備考1において「通学支援奨学金」という。）」を削る。

別表第1備考1中「ただし、併せて通学支援奨学金の貸与を受けた場合における貸与金額は、同項の規定に基づき貸与を受けた奨学金の総額に当該併せて貸与を受けた通学支援奨学金の総額を加えて得た額とする。」を削る。

別記第14号様式備考を次のように改める。

備考 大学等で修学するために資金の貸与を受けたことを証明する書類を添えてください。

高知県教育委員会規則

◎高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則を廃止する規則

参考資料 1

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則を廃止する規則議案説明

この規則は、その目的を達成した高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則を廃止しようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則（抜粋）

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則（抜粋）

（貸与を受ける者の要件等）

（貸与を受ける者の要件等）

第2条 略

第2条 略

2～4 略

2～4 略

5 条例第2条第1項第3号の教育委員会規則で定める奨学金等は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による就学支度資金及び高知県生活福祉資金貸付事業に係る教育支援資金のうち就学支度費とする。

5 条例第2条第1項第3号の教育委員会規則で定める奨学金等は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による就学支度資金、高知県生活福祉資金貸付事業に係る教育支援資金のうち就学支度費及び高知県立高校通学支援奨学金貸与条例（平成19年高知県条例第10号）第2条第1項の規定に基づき貸与される奨学金（別表第1備考1において「通学支援奨学金」という。）とする。

（返還の期間）

（返還の期間）

第15条 条例第7条の教育委員会規則で定める期間は、別表第1に定めるとおりとする。

第15条 条例第7条の教育委員会規則で定める期間は、別表第1に定めるとおりとする。

2 奨学生が高等学校等を卒業後、大学、短期大学、専修学校、各種学校又はこれらと同等程度であると認められる教育施設で修学するために資金の貸与を受け、かつ、奨学金の返還の期間の変更を希望するときは、別表第1に定めるところにより、20年以内の期間で返還の期間を変更することができる。

2 奨学生が高等学校等を卒業後、大学、短期大学、専修学校、各種学校又はこれらと同等程度であると認められる教育施設で修学するために資金の貸与を受け、かつ、奨学金の返還の期間の変更を希望するときは、別表第1に定めるところにより、20年以内の期間で返還の期間を変更することができる。

3 前項の規定に基づき奨学金の返還の期間を変更しようとする者は、別記第14号様式による返還期間変更申請書を県教育長に提出

3 前項の規定に基づき奨学金の返還の期間を変更しようとする者は、別記第14号様式による返還期間変更申請書を県教育長に提出

しなければならない。

- 4 県教育長は、前項の規定による返還期間変更申請書を受理したときは、奨学金の返還の期間を決定し、当該申請を行った者に通知するものとする。

別表第1（第15条関係）

表 略

備考 1 貸与金額は、条例第2条第1項の規定に基づき貸与を受けた奨学金の総額とする。

2 略

しなければならない。

- 4 県教育長は、前項の規定による返還期間変更申請書を受理したときは、奨学金の返還の期間を決定し、当該申請を行った者に通知するものとする。

別表第1（第15条関係）

表 略

備考 1 貸与金額は、条例第2条第1項の規定に基づき貸与を受けた奨学金の総額とする。ただし、併せて通学支援奨学金の貸与を受けた場合における貸与金額は、同項の規定に基づき貸与を受けた奨学金の総額に当該併せて貸与を受けた通学支援奨学金の総額を加えて得た額とする。

2 略

第14号様式（第15条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生 奨学生決定番号

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

下記のとおり大学等で修学するために資金の貸与を受けましたので、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第15条第3項の規定により、奨学金の返還期間の変更を申請します。

記

- 1 貸与を受けた奨学金の総額 円
- 2 現在の返還期間 年
- 3 入学した大学等の名称
- 4 大学等で修学するために貸与を受けた資金の総額 円

備考 大学等で修学するために資金の貸与を受けたことを証明する書類を添えてください。

第14号様式（第15条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生 奨学生決定番号

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

下記のとおり大学等で修学するために資金の貸与を受けましたので、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第15条第3項の規定により、奨学金の返還期間の変更を申請します。

記

- 1 貸与を受けた奨学金の総額 円
- 2 現在の返還期間 年
- 3 入学した大学等の名称
- 4 大学等で修学するために貸与を受けた資金の総額 円

備考 1 「貸与を受けた奨学金の総額」欄は、高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例に基づく奨学金の貸与を受けた場合は、その奨学金の総額を加えて得た額を記載してください。
2 大学等で修学するために資金の貸与を受けたことを証明する書類を添えてください。

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則を廃止する規則

1 目的

その目的を達成した条例施行規則を廃止する。

2 廃止する条例施行規則の概要

大柘高等学校、仁淀高等学校、宿毛高等学校大月分校の統廃合による激変緩和措置として、通学に係る経費の負担の増加を軽減するため、募集停止から3年間の間に入学した者に奨学金を貸与することにより、教育の機会均等を図り、もって社会において有為な人材を育成することを目的とした条例施行規則

3 貸与・返還実績

統廃合県立高校	人数	貸与額
大柘高等学校（平成 20 年度募集停止）	2 名	600,000 円
仁淀高等学校（平成 21 年度募集停止）	6 名	2,825,000 円
宿毛高等学校大月分校（平成 24 年度募集停止）	1 名	180,000 円
計	9 名	3,605,000 円

平成 21 年度から平成 25 年度に、上記の貸与を行った。

平成 23 年 4 月分から令和 5 年 9 月分として、全額の返還があった。

4 施行期日

公布の日から施行する。